

松本市アルプスエリアにおける地域プロジェクトマネージャー募集！

松本市西部の山岳観光地における「世界に冠たる山岳リゾートの実現」に向け、地域課題の解決と観光地の価値向上を図るため、庁内外の関係者と連携しながら施策を横断的に推進する地域プロジェクトマネージャー（以下「地域PM」という。）を募集しています。

地域PMは、地域の魅力向上や観光資源の持続的活用、関係者との連携強化など、山岳リゾート全体の発展に向けた幅広い役割を担います。多様な関係者と協働しながら、松本市西部地域の山岳観光地を世界水準のリゾートとしてさらに成長させる挑戦に取り組んでみませんか。

1 募集人員

1名

2 業務概要

(1) アルプスリゾートエリアプロモーション

多様な旅行者の誘客促進に向け、関係機関や各種メディアと連携したエリアプロモーションを推進するとともに、山岳エリアに点在する地域資源を歩いて巡る「歩く旅」の推進を図る。また、上高地を核としつつ周辺エリアへの周遊を促進することで、特定地域への来訪集中の緩和を図り、山岳観光地全体の魅力向上につなげる。あわせて、「岳都松本」のブランド価値の向上を図り、国内外に向けた戦略的な情報発信を行うとともに、施策や季節に応じてターゲットを設定し、効果的なプロモーションを展開する。

(2) ゼロカーボンパーク乗鞍高原におけるブランディング

乗鞍高原において、企業及び大学等と連携し、登山道整備や草原再生、環境教育プログラムの検討など、既に地域で行っている取組と連携しながらネイチャーポジティブの実現を目指す。また、エリア間をつなぐ二次交通の検討・活用やトレイルの運営支援・PR等を通じて、滞在価値の向上や観光体験の質の高度化を図るとともに、各種取組を有機的に結び付け、統合的なブランディングを推進する。

(3) 官民共創の推進

地域課題の解決に向け、行政と民間事業者の連携を促進し、官民共創による取組を推進する。交流会やマッチング会等を通じて企業との関係構築を図り、企業版ふるさと納税の活用を進めるとともに、地域事業者や関係機関と連携し、「信飛トレイル」などの広域連携プロジェクトの推進に取り組む。

(4) 前各号に掲げるもののほか、世界に冠たる山岳リゾートの実現のため、市長が必要と認める事業を行う。

3 報酬等

(1) 報酬月額（給与）

320,000円

(2) 期末手当

年2回（6月、12月）支給します。ただし、在職期間に応じて支給率が変動します。

(3) 通勤に係る費用

松本市一般職員の通勤手当に相当する金額を旅費として支給します。

(4) 寒冷地手当

11月から3月まで寒冷地手当を支給します。

(5) 副業の取り扱い

申請の上可能とします。

(6) 保険等の加入

社会保険及び雇用保険に加入します。その他福利厚生については、原則として市の職員と同等となります。

4 身分

松本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年12月20日条例第21号)による会計年度任用職員とします。

5 勤務日数等

(1) 勤務日

原則として月曜日から金曜日までとします。

※業務の都合により、休日に勤務を命ずる場合があります。この場合においては、原則として振替により対応となります。

(2) 休日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日は除きます。)

(3) 休暇

年次有給休暇 20日 ※別途夏季特休等あり

(4) 勤務時間

原則として8時30分から17時00分まで(うち1時間の休憩)とします。ただし、時間外の業務が発生する場合があります。

(5) 勤務場所

松本市アルプスリゾート整備本部内(松本市安曇1061-1)

6 任期

会計年度の末日までの期間の範囲内とし、再任を妨げません。ただし、再任する場合の任期は、最初の任期の初日から起算して3年を超えない範囲内とします。(初年度の任期は勤務開始日から令和9年3月31日までとなります。)

7 募集対象

(1) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠落条項に該当しない者

(2) 3大都市圏の都市地域又は政令指定都市に生活の拠点があり、任用の日以降、松本市に生活の拠点を移し、住民票を異動する者

※3大都市圏とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※都市地域とは、以下①～⑦に該当しない市町村

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）②山村振興法（昭和40年法律第64号）③離島振興法（昭和28年法律第72号）④半島振興法（昭和60年法律第63号）⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）⑦沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づいて指定された地域

(3) 年齢は、申込時に20歳以上であること

(4) 普通自動車運転免許（AT限定含む）を取得している者であること

(5) 一般的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイントなど）及びインターネット、SNSの知識を有し活用できる者

(6) 活動期間終了後、松本市で就業又は起業して定住する意欲のある者

(7) 地域住民、民間事業者、行政職員等多様な関係者と積極的にコミュニケーションを図り、プロジェクトを推進できる者

(8) 答えのない地域課題に対しても前向きに向き合い、意欲と情熱を持って主体的に活動できる者

(9) 心身が健康である者

(10) 山・自然・アウトドアが好きな者

8 任用までのスケジュール

(1) 募集期間 令和8年3月25日（木）～5月14日（木）

(2) 第1次選考（書類選考） 5月15日（金）

(3) 第2次選考（面接） 5月18日（月）～22日（金）までの間で随時実施

(4) 任用決定 5月下旬（予定）

(5) 任用開始 7月中～8月1日までの間で、採用候補者の都合を踏まえたうえで決定します。

9 オンライン説明会の開催

応募を検討している方に向けて、求めている人物像や職場環境、山岳観光地の紹介のため、以下の日程でZoomによるオンライン採用説明会を実施します。

※出席は、3大都市圏の都市地域又は政令指定都市に生活の拠点がある方に限ります。

第1回目 4月14日（火）午後7時～

第2回目 4月22日（水）午後7時～

第3回目 5月12日（火）午後7時～

※右記QRコードから申込

※申込期限：5月12日（火）午後5時まで



10 現地説明会の開催

応募に興味があるが、都市圏からの移住に悩みがある、乗鞍高原や上高地の魅力、課題を知りたいといった候補者に向けて、現地説明会を開催します。

第1回目 4月29日(水・祝) 午前10時 松本駅前集合 職場・住環境、乗鞍高原、上高地視察

第2回目 5月2日(土) 午前10時 松本駅前集合 職場・住環境、乗鞍高原、上高地視察

※参加は3大都市圏の都市地域又は政令指定都市に生活の拠点がある方に限ります。

※右記QRコードから申込

※申込期限：4月28日(火)午後12時まで



11 応募手続き

(1) 提出書類

ア 応募用紙・職務経歴書

イ 作文 様式任意 2,000字程度

題目『松本市アルプスエリアにおける地域プロジェクトマネージャーとして私が出来ること』

ウ 勤務経歴の中で、自身の取り組みや実績がわかる資料(任意)

(2) 提出期限

令和8年5月14日(木) 17時

募集内容に関する問い合わせ、応募書類の送付先

〒390-1592 長野県松本市総合戦略局アルプスリゾート整備本部

担当：奥原、小暮、秋葉

電話：0263-94-2307

電子メール：alpsresort@city.matsumoto.lg.jp

原則メールにて問い合わせいただくようお願いします。

(3) 提出方法

期限までに電子メールにて提出してください。

12 選考

(1) 第一次選考(書類選考)

応募書類が届き次第、提出書類による選考の上、選考結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考(面接)

ア 内容

第1次選考の合格者を対象に、面接試験を随時実施します。

イ 日時

第1次選考の合格者を対象に令和8年5月18日(月)～5月22日(金)の間で随時実施します。

(3) 最終選考結果の報告

選考結果（内定）は、文書で通知します。

※選考結果についての問い合わせには応じられません。予めご了承下さい。

※住民票を異動する場合は必ず任用日以降に行ってください。それより前に住所を異動させると募集対象者でなくなり、採用取り消しとする場合があります。

※選考基準に達しない場合は期間を改め、再度募集を行います。

13 付録

【募集の背景】

松本市は、「松本市総合計画基本構想 2030 第 12 次基本計画」の基本施策に「世界に冠たる山岳リゾートの実現」を位置づけています。上高地や乗鞍高原、白骨温泉、沢渡、奈川地区といった松本市西部地域の山岳観光地において、旅行者の満足度を高め、リピート化や滞在日数の向上に繋げるため、世界水準の観光資源を活かした、山岳リゾートの実現を目指しています。

また、環境省が中心となって策定した当該エリアが含まれる利用推進方針である「中部山岳国立公園南部地域利用推進プログラム 2025」においても、中部山岳国立公園の地域資源を最大限活用し、上質で多様な利用と滞在を提供することで、「世界水準のデスティネーションの実現」を目指しています。

これらの取り組みを推進するには、行政だけでなく地域の観光関係団体や民間事業者、外部専門人材との連携が不可欠です。そのため、プロジェクト全体を俯瞰し、関係者と連携・調整しながら施策を推進できる地域PMを募集するに至りました。

14 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 世界に冠たる山岳リゾートの実現

世界的景勝地である「上高地」、幅広く山の魅力を体感できる「乗鞍高原」、雄大な自然に包まれる秘湯「白骨温泉」蕎麦の里「奈川」は、日本アルプスを代表する観光資源であるが、現時点でエリアのブランディングやプロモーション等の磨き上げが十分ではありません。世界に誇れる豊かな自然観光資源を生かし、持続可能な観光地域づくりを推し進め、スイスのツェルマットや姉妹都市グリンデルワルトのような、世界に冠たる山岳リゾートを目指します。

(2) 地域プロジェクトマネージャー

世界に冠たる山岳リゾートの実現という重要プロジェクトを推進するため、官民連携による観光振興やエリアプロモーション、サステナブルツーリズムの推進など、山岳観光に関する施策を関係者と連携しながら企画・調整・実行する者をいう。